**令和7(2025)年度子ども総合科学館清掃業務委託仕様書**

　この仕様書は、作業の大要を示すものであって、現場の状況に応じ、軽微なものについては、仕様書に明記されていない事項であっても誠意をもって清掃業務を行い、公益財団法人とちぎ未来づくり財団（以下「委託者」という）が美観上又は建物管理上必要と認めた作業は、契約金額の範囲内で清掃業務を実施するものとする。

１　目的

栃木県子ども総合科学館の建物内外の美観及び清潔を保ち、環境衛生の維持を図ることを目的とする。

２　委託期間

　　令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までとする。

３　委託業務の場所及び内容

（１）委託業務の場所

栃木県子ども総合科学館（風の広場を含む）　宇都宮市西川田町567番地

（２）業務委託の内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

①　清掃作業要員

ⅰ　日常清掃業務については、次のとおり建物内外に清掃作業員を常時配置し、美観及び清潔を保持すること。

(1)人　　　　員　　清掃作業員　時間内に必要な作業を完了できる人数

※ただし、館の営業時間内は最低1人常駐させること

(2)作業可能時間　　午前7時から午後6時まで

※館の営業時間は午前9時30分から午後4時30分

年間開館日：291日

ⅱ　定期清掃業務については、施設の業務に支障のないよう能率的に作業を実施するため、あらかじめ計画を立て適正な要員を配置すること。

②　清掃業務

　　日常清掃業務及び定期清掃業務とし、内容については別紙「清掃業務実施基準仕様書」を基準とする。

　　なお、池清掃については、池内砂利除去及び高圧洗浄機使用により清掃作業を行うものとする。

　ⅰ日常清掃

　　a：館内

　　(1)　別紙「清掃業務実施基準仕様書」に基づき、A～Cの作業を行う。(Aは営業時間前に作業を完了すること。Bは営業時間終了後に作業を完了すること)

(2)　機械その他設備のあるところの塵払いについては、必ず真空掃除機を使うこと。

(3)　部屋の掃き掃除は、塵埃飛散防止のため、フロアーブラシを使用し、入念に行うこと。

(4)　カーペット清掃では什器類で簡単に移動できるものは、移動してから行うこと。

(5)　リノリウム等の床は、塵埃を除去し、必要に応じワックスを塗布しポリッシャーで磨くこと。

(6)　その他「１２一般的事項」により行うものとする。

b：屋外

(1)　別紙「清掃業務実施基準仕様書」に基づき、館内敷地及び敷地隣接地で作業を行う。(Aは営業時間前に作業を完了すること。Bは営業時間終了後に作業を完了すること)

 　ⅱ　定期清掃

(1)　別紙「清掃業務実施基準仕様書」に基づき、定期清掃を行う。

(2)　床面の洗浄は、床の材質に適した洗剤を用いて、ポリッシャーで洗浄し、水モップで拭き取り、乾燥後樹脂ワックスを塗布する。

(3)　ガラス清掃は、安全を確認し、ガラス面の汚れを完全に拭き取る。

(4)　カーペット類のクリーニングは、布地を傷めない洗剤を使用し、クリーニングをする。

ⅲ　池清掃

(1)　風の広場ジャブジャブ池・せせらぎ水路の清掃は、4月から9月の間に委託者の指示により、2回実施する。

(2)　その他、日常の屋外清掃時に紙くず、空き缶等の清掃を行うものとする。

４　報告

（１）受託者は、業務完了後、委託者に作業終了の報告及び作業日誌の提出を行う。

（２）受託者は、各月の業務終了時に実績報告書を提出すること。

（３）清掃業務予定報告書及び清掃業務完了報告書の提出

 ①　清掃業務予定報告書　　当該月の前月の25日までに提出

 ②　清掃業務完了報告書　　当該月の翌月5日までに提出

５　調査の実施

　　委託者は、委託業務の処理状況について随時調査し、もしくは報告を求め、その処理について必要な指示をすることができる。

６　責任者

　　受託者は、業務に関する責任者を定め (責任者を変更した場合も同様とする。) 、受託者に報告しなければならない。

７　従事者

　　受託者は、委託者の定める建物内に適当な人員を配置し、日常清掃作業実施に支障のないようにしなければならない。

　　また、従事者を定めたとき、又は異動があったときは、書面により委託者に報告すること。

８　機材等

　　本作業に使用する材料は、すべて品質良好なもので、委託者の検査を受けたものを使用すること。

（１）委託業務の実施に要する清掃用具等の機材は、すべて受託者の負担とする。

（２）委託業務の実施に要する電気、水道の費用は、委託者の負担とする。

（３）委託業務の実施に要する消耗品（ごみ袋、石鹸、消毒薬、トイレットペーパー等）及びガソリン等の機材に使用する燃料は、受託者が準備する（設計書の諸経費分から支出）

９　損害の補償及び免責事項

　　損害の補償及び免責事項は次のとおりとする。

（１）損害の補償事項

①委託期間中に、清掃作業員等の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）については受託者が補償すること。

②委託期間中に清掃作業員等がこうむった損害については受託者が補償すること。

（２）免責事項

①委託者の瑕疵によるもの。

②天災地変その他不可抗力によるもの。

１０　居室等の利用

（１）　作業員室及びその附属設備については貸与するものとし、使用料は徴しない。

（２）　業務に関わる什器、ロッカー、机等は受託者が用意するものとし、持ち込みに際してはあらかじめ委託者に届出をしなければならない。ただし、委託者の什器及び備品等は委託者の承諾を受けて使用することができる。なお、それらに要する光熱水費は委託者が負担する。

（３）　作業員室は、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、適切な維持管理を行う。なお、これらに汚損等を与えた場合は、受託者の責任において復旧する。

１１　再委託の禁止

委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

１２　委託業務遂行上の義務

　委託業務の遂行にあたっては、次の事項に十分留意すること。

（１）本仕様書に定めのない事項であっても、委託者が施設の環境衛生上又は美観上必要と認めた作業については、契約金額の範囲内で誠意をもって実施すること。

（２）清掃作業従事者に本仕様書の内容を周知、徹底させること。

（３）善良な管理者の注意をもって委託業務にあたること。

（４）職務上知り得た事項を他に漏らさないこと。

（５）清掃作業員は、所定の制服を着用すること。

（６）県有財産を使用する場合は、受託者の許可を得て行うこと。

１３　一般的事項

　委託業務の実施にあたっては、衛生の保持、施設・備品の保護及び火気取締りに留意するとともに、施設の業務に支障のないよう次の事項についても十分注意すること。

（１）委託業務の実施にあたっては、委託者の執務に支障をきたさないようにするとともに、職員及び部外者の安全の確保をするための措置を講ずるものとする。

（２）窓の開閉等により塵埃を飛散させないこと。

（３）清掃用具等の取扱いによる衝撃あるいは湿気等で、機械器具その他の物品を破損しないこと。とくに、アルミサッシ、扉、屋上、壁、笠木等は傷つきやすいので十分注意すること。

（４）溶剤としてガソリン、ベンジン等の引火性の危険物は使用しないこと。

（５）電気の使用にあたっては、制限容量以内のものとし、極力節約につとめること。

（６）水道の使用にあたっては、極力節約するとともに、機械その他のものに飛散させないこと。

（７）作業実施中に破損箇所を発見した場合又は器具等に異常を認めた場合は、直ちに委託者に報告すること。

（８）便所の汚物入れの汚物は所定の場所に投棄し、容器は内外ともに水洗いすること。

（９）洗面所、便器類は、洗浄剤を用いて丁寧に水洗いすること。

（１０）塵芥、紙屑は、毎日搬出して所定の場所へ運搬すること。

（１１）便所のペーパー及び洗面所の石鹸は、常時補給して使用に支障のないようにすること。

（１２）便所の扉の取手、便器のレバー等は、毎日１回以上塩素系消毒剤又はこれと同等以上の効を有するものを用い消毒すること。

（１３）開館日において清掃業務を行う際は、来館者の利用を最優先とし、来館者の利用を妨げたり、来館者に不快な思いをさせたりすることがないよう細心の注意を払うこと。

１４　その他

県による改修工事の工程によっては、清掃場所が変更になる場合がある。

また、委託期間中に県による改修工事のスケジュール等が変更になったときは、契約を変更する場合がある。